

教育実習の受け入れ、申し込みについて

1. 教育実習の受け入れための条件

- (1) 本校の卒業生なおかつ教員志望者に限ります。すなわち、教員採用試験を受験することを条件とします。したがって、教員採用試験を受験しない人は受付することができません。
- (2) 実習を内諾したあとにおいても、実習生としてふさわしくない行為があった場合、内諾を取り消す可能性があります。
- (3) 実習は、大学における最高学年、実習教科・科目は大学における専攻科目であることを原則とします。
- (4) 教育実習の期間は、原則として、令和6年5月末から令和6年6月中旬となります。

*春期の人数が定員に達した場合は、期間を令和6年9月(秋期)とします。

2. 申し込みについて

清林館高校のホームページより、令和6年度教育実習登録というリンクに教育実習登録フォームがあります。そちらのフォームに、回答をお願いします。

その回答を確認後、教務課 教育実習担当者より連絡します。

3. 内諾の通知、事前の打ち合わせについて

- (1) 受け入れの内諾は、大学に令和5年9月下旬までに、こちらから通知します。
- (2) 事前打ち合わせは、令和6年5月もしくは令和6年8月に本校で行う予定です。

4. 令和6年度 教育実習 申し込み 受付期間

令和5年4月28日(金)～令和5年7月31日(月)